

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	四国財務局長
【提出日】	平成26年12月26日
【中間会計期間】	第12期中（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）
【会社名】	株式会社アドメテック
【英訳名】	Ad Me Tech Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中住 慎一
【本店の所在の場所】	愛媛県松山市空港通一丁目8番16号
【電話番号】	(089)989 - 5917（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 内田 則崇
【最寄りの連絡場所】	愛媛県松山市空港通一丁目8番16号
【電話番号】	(089)989 - 5917（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 内田 則崇
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第10期中	第11期中	第12期中	第10期	第11期
会計期間	自平成24年 4月1日 至平成24年 9月30日	自平成25年 4月1日 至平成25年 9月30日	自平成26年 4月1日 至平成26年 9月30日	自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日	自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日
売上高 (千円)	-	-	5,172	19,747	21,497
経常損失 () (千円)	-	-	51,103	16,218	71,163
中間(当期)純損失 () (千円)	-	-	51,411	16,549	71,736
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	-	-	101,587	10,000	32,612
発行済株式総数 (株)	-	-	2,989,200	17,977	2,099,200
純資産額 (千円)	-	-	97,400	37,373	10,862
総資産額 (千円)	-	-	141,616	52,617	60,588
1株当たり純資産額 (円)	-	-	32.58	20.79	5.17
1株当たり中間(当期)純損失金額 () (円)	-	-	24.16	9.20	34.50
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	-	68.8	71.0	17.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	37,346	16,993	82,166
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	128,734	1,800	78,423
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	-	-	129,694	42,050	38,307
従業員数 (人)	-	-	6	3	5
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(-)	(1)	(1)	(1)

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については掲載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり中間(当期)純損失であるため記載しておりません。

5. 1株当たり配当額については、配当を行っていないため記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を()外数で記載しております。

7. 当社は第12期中から半期報告書を提出しているため、第10期中及び第11期中は記載しておりません。

8.平成25年6月27日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間(当期)純損失金額を算定しております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成26年9月30日現在

従業員数(名)	6 (1)
---------	----------

(注)1.従業員数は就業人員(従業員兼務取締役を除く)であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員のみ)は、当中間会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

2.当社は、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、金融緩和政策により円安が進み、緩やかな景気回復基調にあります。しかしながら、消費税引き上げに伴う駆け込み需要の反動に加え、円安等による食品・エネルギー価格が上昇し、さらに西アフリカでのエボラ出血熱など依然として先行き不透明な状況が続いております。

一方、当社が業を営む医療業界においては、平成26年11月に施行される改正薬事法により製造販売業者に対し、製造販売後の安全体制の一層の充実・強化、市場に対する責任の明確化を要求され、引き続き業界を取り巻く経営環境は厳しい状況が続いております。

このような状況の下、当社は、低温焼灼治療と全身的な免疫療法を低侵襲下で組み合わせて行うことのできる治療法や機器の研究開発に努めてまいりました。

これらの結果、当中間会計期間の売上高は5,172千円、営業損失は51,073千円、経常損失は51,103千円、中間純損失は51,411千円となりました。

なお、当社は、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2)キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、前事業年度末と比較して91,387千円増加し、129,694千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により減少した資金は37,346千円となりました。これは主に、税引前中間純損失51,103千円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

該当事項はありません。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により増加した資金は128,734千円となりました。これは、短期借入の純増額 17,648千円、長期借入による収入10,000千円、株式の発行による収入137,950千円の増加と長期借入金返済による支出1,568千円等によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	前年同期比(%)
医療機器事業(千円)	5,172	
合計	5,172	

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(注) 1 当中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)
医療法人社団ICVS東京クリニック	1,850	35.8
国立大学法人愛媛大学	1,287	24.9
株式会社アレクソン	630	12.2

2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または有価証券届出書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

(継続企業の前提に関する重要事象)

当社は当中間会計期間において営業損失51,073千円、経常損失51,103千円、中間純損失51,411千円を計上しており、また営業活動によるキャッシュ・フローにおいても37,346千円のマイナスを計上しております。

これにより、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

なお、当該重要事象等を改善するための対応策は、「第2 事業の状況 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (5) 継続企業の前提に関する重要事象等の対応策」に記載のとおり、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

5【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

6【研究開発活動】

当社は愛媛大学発の医工連携ベンチャーとして、「熱」により腫瘍を治療する医療機器の開発を目的とした研究開発活動を続けております。

当中間会計期間において当社が支出した研究開発費の総額は12,836千円であります。

研究活動を示すと次のとおりであります。

当社では、限られた経営資源を進行・再発癌を対象とした局所的な低温焼灼治療と全身的な免疫療法を低侵襲下で組み合わせ行うことのできる治療法や機器の研究開発に集中的に投下しております。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は141,187千円で、前事業年度末に比べ81,028千円増加しております。現金及び預金の増加91,387千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は429千円で、前事業年度末に比べ増減していません。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は15,388千円で、前事業年度末に比べ11,938千円減少しております。短期借入金の減少17,648千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は28,828千円で、前事業年度末に比べ6,428千円増加しております。これは、借入金の増加10,000千円が変動要因であります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は97,400千円で、前事業年度末に比べ86,538千円増加しております。当中間会計期間の中間純損失による減少51,411千円、第三者割当増資による資本金の増加68,975千円及び資本剰余金の増加68,975千円が変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

当中間会計期間における経営成績の分析については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

当中間会計期間におけるキャッシュ・フローの概況については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 継続企業の前提に関する重要事象等の対応策

「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおり、損益状況や資金繰りに関して、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。当社といたしましては以下の理由から、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しており、継続企業の前提に関する注記は記載しておりません。

損益状況について

当社は、継続的な営業損益、経常損益、中間純損益のマイナスを計上しております。

一方で、当中間会計期間においてヒト向け医療機器の臨床試験等は、おおよそ計画通り順調に進捗しております。販売価格等は未定であるもの、当社は小規模組織であり固定費の負担が少ないことから、ヒト向けの医療機器の実用化と同時に損益が黒字となる見通しであります。

資金繰りについて

当社は、営業活動によるキャッシュ・フローについて、マイナスを計上しており、これは主に、研究開発活動に要する資金の支出によるものです。

研究開発活動は、当社事業の成長のためには不可欠であり、そのための資金の獲得は、当社の重要な課題となっております。当社では、当中間会計期間に、第三者割当増資により137,950千円を運転資金、研究開発のための資金を確保しており、少なくとも向こう1年間程度の資金繰りについて懐疑すべき事象は存在しておりません。

今後についても、研究開発や臨床試験等の状況を踏まえつつ、都度最適な資金調達方法を選択し、安全な資金運営に努めてまいります。

以上、の見通しは十分に合理的であり、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。当社と致しましては、今後とも研究開発活動に邁進し、早期の利益体質への転換並びに資金運営の安定化を図ってまいります。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間中において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間末において、新たに確定した重要な設備の新設等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数 (株) (平成26年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年12月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,989,200	3,145,300	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	2,989,200	3,145,300	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成26年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成17年3月4日臨時株主総会決議）

区分	中間会計期間末現在 (平成26年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成26年11月30日)
新株予約権の数(個)	199(注)1、5	199(注)1、5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	199,000(注)1、3、4	199,000(注)1、3、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30(注)2、3、4	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年3月4日 至平成27年3月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 30(注)3、4 資本組入額 15(注)3、4	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使用することを要する。 新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額または処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

3. 平成18年1月26日開催の取締役会決議により、平成18年3月7日付で普通株式1株を10株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
4. 平成25年6月6日開催の取締役会決議により、平成25年6月27日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 権利放棄により366個の新株予約権が消滅しております。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第2回新株予約権（平成18年2月18日臨時株主総会決議）

区分	中間会計期間末現在 (平成26年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成26年11月30日)
新株予約権の数(個)	14(注)1、5	14(注)1、5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,000(注)1、3、4	14,000(注)1、3、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150(注)2、3、4	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年2月19日 至平成28年2月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150(注)3、4 資本組入額 75(注)3、4	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使用することを要する。 新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額または処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

3. 平成18年1月26日開催の取締役会決議により、平成18年3月7日付で普通株式1株を10株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
4. 平成25年6月6日開催の取締役会決議により、平成25年6月27日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 権利放棄により286個の新株予約権が消滅しております。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第3回新株予約権（平成23年6月28日定時株主総会決議）

区分	中間会計期間末現在 (平成26年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成26年11月30日)
新株予約権の数(個)	185(注)1	185(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	18,500(注)1、3	18,500(注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150(注)2、3	同左
新株予約権の行使期間	自平成25年8月11日 至平成33年6月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150(注)3 資本組入額 75(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役もしくは顧問のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額または処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

3. 平成25年6月6日開催の取締役会決議により、平成25年6月27日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成26年9月25日	890,000	2,989,200	68,975	101,587	68,975	152,709

(注) 1. 有償第三者割当

割当先 飯塚 哲哉
クールジャパン投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社チームクールジャパン
今中株式会社
塚本 勲
K G F 株式会社
株式会社O K O Z E
発行価格 155円
資本組入額 77.5円

2. 平成26年11月28日を払込期日とする第三者割当増資により、発行済株式総数が129,600株、資本金及び資本準備金がそれぞれ10,044千円増加しております。
3. 平成26年12月24日を払込期日とする第三者割当増資により、発行済株式総数が26,500株、資本金及び資本準備金がそれぞれ2,053千円増加しております。

(6)【大株主の状況】

平成26年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
マーチャント・バンカーズ株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目7番1号	480,000	16.06
飯塚 哲哉	東京都文京区	470,000	15.72
F Aコンサルティング株式会社	東京都千代田区東神田二丁目9番8号	330,000	11.04
投資事業有限責任組合えひめベンチャー ファンド2013	京都府京都市中京区烏丸通錦小路 上手洗面町659	246,500	8.25
無限責任組合員フューチャーベンチャー キャピタル株式会社	京都府京都市中京区烏丸通錦小路 上手洗面町659 烏丸中央ビル	200,000	6.69
クールジャパン投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社チームクールジャパン	京都府京都市中京区烏丸通錦小路 上手洗面町659 烏丸中央ビル	200,000	6.69
C A 価値継承1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社コーポレート・アドバイザーズ	東京都港区赤坂二丁目2番12号	150,000	5.02
中住 慎一	愛媛県松山市	140,000	4.68
渡部 祐司	愛媛県松山市	134,000	4.48
今中株式会社	大阪府大阪市中央区	100,000	3.35
猶原 隆	愛媛県松山市	63,000	2.11
計	-	2,313,500	77.40

- (注) 1. 前事業年度末現在主要株主であった投資事業有限責任組合えひめベンチャーファンド2013無限責任組合員フューチャーベンチャーキャピタル株式会社は、当中間期末では主要株主ではなくなりました。
2. 前事業年度末現在主要株主でなかった飯塚哲哉は、当中間期末では主要株主となっております。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,989,200	29,892	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	2,989,200	-	-
総株主の議決権	-	29,892	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成26年4月	平成26年5月	平成26年6月	平成26年7月	平成26年8月	平成26年9月
最高(円)	-	-	-	-	-	-
最低(円)	-	-	-	-	-	-

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。
2. 平成26年4月、5月、6月、7月、8月、9月については売買実績がありません。

3【役員の状況】

有価証券届出書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。

(2) 当半期報告書は、最初に提出するものでありますので、前年同期との対比は行っておりません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)の中間財務諸表について、太陽有限責任監査法人により中間監査を受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けている太陽A S G有限責任監査法人は、平成26年10月1日に名称を変更し、太陽有限責任監査法人となりました。

3．中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	38,307	129,694
売掛金	5,972	1,569
商品	7,947	7,044
前払費用	324	320
立替金	4,648	26
未収入金	191	2
未収消費税等	2,276	2,529
流動資産合計	60,159	141,187
固定資産		
有形固定資産		
車両運搬具(純額)	0	0
有形固定資産合計	10	10
投資その他の資産		
出資金	10	10
差入保証金	419	419
投資その他の資産合計	429	429
固定資産合計	429	429
資産合計	60,588	141,616
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,276	371
短期借入金	17,648	-
1年内返済予定の長期借入金	1,800	3,804
未払金	4,527	10,076
未払費用	1,193	103
預り金	308	321
未払法人税等	572	710
流動負債合計	27,326	15,388
固定負債		
長期借入金	22,400	28,828
固定負債合計	22,400	28,828
負債合計	49,726	44,216
純資産の部		
株主資本		
資本金	32,612	101,587
資本剰余金		
資本準備金	83,734	152,709
資本剰余金合計	83,734	152,709
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	105,484	156,896
利益剰余金合計	105,484	156,896
株主資本合計	10,862	97,400
純資産合計	10,862	97,400
負債純資産合計	60,588	141,616

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
売上高	5,172
売上原価	
商品期首たな卸高	7,947
当期商品仕入高	5,266
合計	13,214
他勘定振替高	3,050
商品期末たな卸高	7,044
売上原価合計	3,118
売上総利益	2,054
販売費及び一般管理費	53,127
営業損失()	51,073
営業外収益	
受取利息	13
雑収入	311
営業外収益合計	324
営業外費用	
支払利息	355
営業外費用合計	355
経常損失()	51,103
税引前中間純損失()	51,103
法人税、住民税及び事業税	307
法人税等合計	307
中間純損失()	51,411

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	32,612	83,734	83,734	105,484	105,484	10,862	10,862
当中間期変動額							
新株の発行	68,975	68,975	68,975	-	-	137,950	137,950
中間純損失（ ）	-	-	-	51,411	51,411	51,411	51,411
当中間期変動額合計	68,975	68,975	68,975	51,411	51,411	86,538	86,538
当中間期末残高	101,587	152,709	152,709	156,896	156,896	97,400	97,400

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純損失()	51,103
受取利息及び受取配当金	13
支払利息	355
売上債権の増減額(は増加)	4,403
たな卸資産の増減額(は増加)	903
仕入債務の増減額(は減少)	905
その他	9,833
小計	36,528
利息及び配当金の受取額	13
利息の支払額	259
法人税等の支払額	572
営業活動によるキャッシュ・フロー	37,346
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	17,648
長期借入れによる収入	10,000
長期借入金の返済による支出	1,568
株式の発行による収入	137,950
財務活動によるキャッシュ・フロー	128,734
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	91,387
現金及び現金同等物の期首残高	38,307
現金及び現金同等物の中間期末残高	129,694

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

商品

個別法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

車両運搬具 2年

3. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシ
か負わない取引日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
618千円	618千円

2 消費税等の取扱い

当中間会計期間において、仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動資産の「未収消費税等」
として表示しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当中間会計期間増加株式数(株)	当中間会計期間減少株式数(株)	当中間会計期間末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,099,200	890,000		2,989,200
合計	2,099,200	890,000		2,989,200

(注) 普通株式の増加890,000株は、第三者割当増資によるものであります。

2. 自己株式の種類及び株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
現金及び預金勘定	129,694千円
現金及び現金同等物	129,694

(リース取引関係)

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成26年3月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	38,307	38,307	-
(2) 売掛金	5,972	5,972	-
資産計	44,279	44,279	-
(1) 買掛金	1,276	1,276	-
(2) 短期借入金	17,648	17,648	-
(3) 未払金	4,527	4,527	-
(4) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	24,200	23,435	764
負債計	47,652	46,888	764

当中間会計期間（平成26年9月30日）

	中間貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	129,694	129,694	-
(2) 売掛金	1,569	1,569	-
資産計	131,263	131,263	-
(1) 買掛金	371	371	-
(2) 短期借入金	-	-	-
(3) 未払金	10,076	10,076	-
(4) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	32,632	27,880	4,751
負債計	43,079	38,328	4,751

（注）1 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、医療機器製造販売の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)
医療法人社団ICVS東京クリニック	1,850
国立大学法人愛媛大学	1,287
株式会社アレクソン	630

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
1株当たり純資産額	5円17銭	32円58銭

1株当たり中間純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
1株当たり中間純損失金額()	24円16銭
(算定上の基礎)	
中間純損失金額()(千円)	51,411
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る中間純損失金額()(千円)	51,411
普通株式の期中平均株式数(株)	2,128,380
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類(新株予約権の株式数231,500株)。詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

第三者割当増資について

1.平成26年11月18日開催の取締役会において、下記のとおり「第三者割当増資(普通株式)」について決議しております。

なお、当該増資は平成26年11月28日をもって払込みを受けております。

(1) 払込期日	平成26年11月28日
(2) 発行新株式数	普通株式 129,600株
(3) 発行価格	1株につき 金155円
(4) 払込金額の総額	20,088,000円
(5) 資本組入額	1株につき 金77,5円
(6) 資本組入額の総額	10,044,000円
(7) 割当先	谷口 亙 テラ株式会社
(8) 資金の使途	研究開発費及び運転資金

2.平成26年12月15日開催の取締役会において、下記のとおり「第三者割当増資(普通株式)」について決議しております。

なお、当該増資は平成26年12月24日をもって払込みを受けております。

(1) 払込期日	平成26年12月24日
(2) 発行新株式数	普通株式 26,500株
(3) 発行価格	1株につき 金155円
(4) 払込金額の総額	4,107,500円
(5) 資本組入額	1株につき 金77,5円
(6) 資本組入額の総額	2,053,750円
(7) 割当先	個人 5名
(8) 資金の使途	研究開発費及び運転資金

(2)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書（有償第三者割当増資）及びその添付書類

平成26年9月9日 四国財務局長に提出。

(2) 臨時報告書

平成26年12月2日 四国財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年12月25日

株式会社アドメテック

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡本 伸吾

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柏木 忠

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アドメテックの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第12期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アドメテックの平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

- 重要な後発事象1．に記載されているとおり、会社は平成26年11月18日開催の取締役会において、第三者割当増資について決議し、平成26年11月28日をもって払込みを受けている。
- 重要な後発事象2．に記載されているとおり、会社は平成26年12月15日開催の取締役会において、第三者割当増資について決議し、平成26年12月24日をもって払込みを受けている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。
- 2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。